

## 神奈川県児童福祉審議会 施設里親部会・権利擁護部会 第4回合同開催 議事録

(事務局) ただ今より、神奈川県社会的養育推進計画の改定に係る神奈川県児童福祉審議会 施設里親部会・権利擁護部会の第4回の合同開催を始めさせていただきます。委員の皆さまには、お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

(子ども家庭課長) 子ども家庭課長の臼井と申します。よろしく申し上げます。本日はお忙しい中、多くの委員にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今回は、改定素案のたたき台ということで、事務局の方で、これまでいただいた御意見や、アンケート結果、ヒアリング結果なども踏まえて、現段階でまとめられるものとして、作成させていただいたものです。

かなりボリュームがあり、後ほど事務局から説明をさせていただきますが、今回の計画の改定の中で重要となる部分について具体的に記載させていただいていますので、今日は、いつも以上に活発な議論になるのではないかと考えています。

計画改定の作業はこのように進めさせていただいてはいますが、一方で、社会的養育が必要なお子さんたちを取り巻く状況というのは、今年度に入って児童相談所に寄せられている相談の数が、本県でいうと1割から2割ぐらい増えている状況で、相変わらず、児童相談所の職員が対応に追われている状況があります。

さらに、相談件数が増えれば当然一時保護が増えますが、一時保護所が保護児童で溢れ返っている状況があり、いろいろと工夫しながら、何とか保護所の状況の改善を図ろうとしている状況にあります。

また、施設についても、やはり人材の確保や育成について、御苦労されているとお話を伺っておりまして、そうした施設の体制の状況もあって、一時保護所の子どもたちが、なかなか施設入所が難しいところもあり、定員超過の要因の1つになっている状況もあります。

また、里親さんについては、委託は、毎年徐々に増えてはいるところですが、この計画でも記載がありますとおり、国が示している目標数値とはまだ

まだ遠い状況があるので、施設、里親、児童相談所、あるいは、地域の児童相談・家庭相談体制なども含めて、計画の内容も踏まえて、また、それ以外の部分でも、全体的に見直し、体制強化をしていかないといけないと思います。

県としてもこの計画改定に当たり、その辺りを踏まえて、内容を盛り込んでいく必要があります。計画改定に係る部会の合同開催は、今日4回目ですが、次回が年明けの2月ぐらいで最終回ということで、最終案をお示しします。今日はその前の回ということですので、限られた時間ですけれども、事務局の方で作成したたたき台を見ながら、ご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) それではこれよりご審議いただきたいと思います。合同開催の会議の主宰及び会務の掌理につきましては増沢座長に委任されておりますので、増沢座長に今後の議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(増沢座長) 皆さま、お忙しいところをお集まりいただきまして本当にありがとうございます。臼井課長からもお話がありましたように、いよいよ中身の話を行っていくということで、今日は非常な重要な会議になってくると思います。早速議事の方に入らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは今後の方向性について、まず事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局) (説明)

(増沢座長) ありがとうございます。それでは、説明に基づいて審議に入りたいと思います。今日は論点が5点あるということで、まず初めに全体の構成についてです。これは参考資料の1あるいは資料の目次の部分が、非常に大事になると思います。こうした構成で、よろしいかどうかというあたりでまずご意見をいただきたいのですが、委員の先生方どうでしょうか。特に順番とかですね。指標と、具体的な取組みはこれから記載ということですので、全体構成というところで、ご意見いかがでしょうか。

それから資料編についても最後にご説明がありましたが、この資料編の置付け、今まではデータ集ということでしたが、要はこの推進計画の中身と

資料編がうまく繋がるような形で構成される必要があるということの理解でよいですか。

(事務局) そうです。

(増沢座長) そうすると本文の中に例えば資料、資料2の、何番参照とかというようなことが盛り込まれているということですね。

(事務局) 本体の30ページのような記載になります。

(増沢座長) 資料編ページいくつという参照ですね。それならば、分かりやすく、うまく結びつく形になろうかと思う。どうでしょうか。よろしいですか。特にご意見がないようなので、こういった構成で大体皆さん同意という形だと思いますが、今日進めていただければというふうに思います。

それでは2つ目ですね、まず社会的養護の体制整備の基本方針と全体像という、7～8ページの辺りのところが非常に大事になりますけれども、特に赤字の部分。違和感があるとかこうした方がいいということがございましたらご意見をお願いいたします。

(増沢座長) それでは僕の方からよろしいですか。全体像の、これ要は今まで議論していた子ども中心ということと、とにかくパーマネンシーの定義というのを、非常に狭いところから、安定した関係性が永続的に続くようにというところの趣旨が、きちんと盛り込まれていると理解しております。

この定義のところは非常に良いのではないかと考えているところですが、全体像の1行目の「子どもや家庭のニーズや実態を把握し」というときの実態把握というのは、具体的にどのようなことを把握する方向性としてイメージしているのか、お答えいただけますでしょうか。

(事務局) 今回、計画を作るに当たって、子ども自身へのアンケート等により意見を聞くのと、子ども会議で意見を聞くというのがあります。あとは、里親さんや施設さんのアンケートやヒアリング、あと、ケアリーバーに対する調査については今年度中に準備を行って、来年度以降毎年度行っていきたいと考えております。今までなかなか、調査を行ってまでということは難しかったのですが、こちらから調べていくということ、実態の把握とされています。

(増沢座長) そうすると、報告書ができると、そのあとはこういう実態を見て

いきますというメニューが並ぶというイメージでいいのでしょうか。

(事務局) そうですね。指標の中で、国の方から指定されているものもありますし、神奈川県独自のものもあります。

(増沢座長) そうすると、この実態の中に、これから市町村の予防的支援というのが非常に重要になるということだと思います。だから市町村が誰に対してどういう支援をしているのか、その実態を把握していただきたい。つまり市町村が見えないのですよね。県内で一時保護が何人いてというのは見えるのですけども、市町村の要保護児童に登録されている子どもが各市にどれだけいてとかは、たぶん市によってばらつきがあるし、その市で、そういった子どもたちにどういう支援が行われているのか、ショートステイとか支援メニューがいろいろあると思います。ここに「市町村の家庭支援事業を活用した」とあるので、どのような事業を活用して何をしているのかというところをぜひ明らかにしていただくと、それこそパーマネンシー、予防から保護、社会的養護に至るまでの一連の実態が非常に見えてきて、いろいろな対策を講じやすくなるのではないかと思います。ぜひ、その当たりの実態ということも、入れ込んでいただきたいと思います。

(山川委員) 初めまして、今回から児童福祉施設協議会会長として、参加させていただきます、山川と申します。よろしく申し上げます。この計画を作る段階で、だいぶ施設のことも考えてくださっていて、施設の状況を考慮しつつ考えてくださっているのので、この7ページ目の基本方針の真ん中から下辺りから、家庭養育優先原則を前提にはいるけれども、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供していこうという方針であったり、8ページ目の半分から下側に、「神奈川県では、国の目標を念頭に置きながら～養育環境の確保や取組みを推進します」というふうに言ってくださっていて、実際、里親さんにどれだけ委託できるか分からない状況がありつつ、一時保護が多くなっている。なおかつ相談件数がさらにどんどん増加している中で、施設に関しても、一緒になってやっていくということが、神奈川としては大事ではないかと私は思っております。

先日、神奈川県を筆頭に、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市の5行政と児童福祉施設協議会とで意見交換会をする時間を持たせていただきました。

その中で、目標として、国の方針があるけれども、里親と施設の両輪で社会的養護の体制を整えていきますということを強く謳っている市がありました。今回、神奈川県もおそらくこの意識、「両輪で」という言葉が合うような考え方で進めてくださっているのだろうなと思っているので、「両輪」という言葉を使うかどうかは別としても、そのような考えの中で進んでいただけたらありがたいなと思っています。

その中で、今回、8ページ目の真ん中より少し上で、「さらに施設機能を強化するため、社会的養育ビジョン等の趣旨を踏まえつつ、県内の各施設の養育理念や特色を生かして、施設での養育体制の整備を進めていきます」と書いてあって、この「社会的養育ビジョン等の趣旨を踏まえつつ」ということが、実はこの計画の中でここだけ出ています。他には出ていないのですが、ここになぜこの言葉が、ポッと出てきているのか。今までは、家庭養育優先原則というのは、それも大事だと思っているので、そこを踏まえつつ、やっていくということは重々分かりますが、ここだけいきなりこれが飛び出て、せっかく「神奈川は両輪でやっていくぞ」と言っているのだけれども、何か後ろを引っ張られるような言葉になっているのかなと、読んでいてそういう気持ちが出てしまいましたので、少し検討していただけたらいいのかなと思いました。

(増沢座長) はい、ありがとうございます。今の点、他の委員の皆さんどうでしょうか。社会的養育ビジョンの趣旨、そこには確かに高機能化とか多機能化とか、地域分散化とか、いろいろ書いてあります。それはそうなのだけれども、もうちょっと先に進んだ理念で動いているわけなので、これがなくてもという意味ですよね。

(山川委員) 何か、言いたいことがうまく言えていないような気がしてしまっただけですよね。

(増沢座長) 確かに社会的養育ビジョンは、よく読めば、理念は非常にもっともなことが書いてあるけれども、その後の展開が施設か里親かみたいところにイメージがいつてしまっているのですよね。でも、確かに神奈川県さんは相互に連携を取りあったりしながらという方向なので、どうでしょうかね。ご検討するというところでよろしいですか。

はい。他に気になるところはございますでしょうか。

(望月委員) 先ほど増沢先生がおっしゃっていた、全体像の真ん中の予防的支援のところについて、私も子育て支援事業、子育て支援センターや、子育て支援ひろばなどを20年ぐらいやっていますが、その中でやはり、予防的支援をしっかりとやっていくことによって、その後の家庭をサポートしたり、悪化させない、そこで食い止めていくことができると思っています。

今、一時保護になる事案とか、虐待通報とかが、すごく増大化している中で、各市町村の実態の数について、どこの市は、どのくらい通報があるというのが、県全体ではなく各市町村単位で細かく分かっているかと思います。そうすると、市町村ごとに特徴が出る、ここは予防的支援があまりできてないとか、できているとかというような数を、なかなか表に出していくのは難しいと思いますが、細かいところで実態を把握していくことによって、予防的支援の質、どういったもので抑えられているのか、もしくは、膨らんでいるのかというのが分かるかなと思いました。そこで、やはり予防的支援の質をしっかりととらえて、どういったものが本当に的中して、うまくいっているのかというところを、しっかり広域自治体として、県が示していくことが非常に大事だと思います。やってもやっても、虐待通告の数が増えていくというのは、これはどんどん膨らんでいくから、私は、やはりここが一番大事だと思っていますので、そういったところの数を、もう少し細かく、実態解明していくということをお願いしたいと思います。

(増沢座長) ありがとうございます。先ほど要保護児童登録数の話ができましたが、それだけではなく、市町村ごとの一時保護の数であるとか社会的養護になかったかというのを細かく分けて見ていくということですね。その資料は、市町村支援を県がするときにもすごく重要ですよね。

(横堀委員) 議論の経過の確認といろいろなご説明をありがとうございます。私からは先ほど増沢座長と望月委員が触れてくださいました、7ページ目の、県と市町村の連携についてです。連携の強化はこれからとても大事であるという観点から、どのように連携しながら何を押さえていくかに関する言葉がもう少し欲しいと思いました。意見として申しあげておきます。今般の児童福祉法改正の重要点の一つはこのあたりにあると思いますので、今、望月委

員がふれてくださいました、いわゆる予防的支援をどう展開しつつ、代替養育が必要なお子さんの養育を、施設と里親とでいかに整えていくかが大事だと思いますので、この点についてももう少し欲しいと思ったのが1点目です。

2点目は、7ページの下2行から8ページにかけてです。里親養育を支援する体制の整備というあたりです。9ページ以降の前期計画の取組結果をまとめてくださっているところでは諸課題が炙り出されている状況を先ほど伺いました。ただそれらを踏まえて、この部分を具体的にどのように充実させていくのかについて言語化していただくことが重要と思うのです。項目としては最低限すべて必要な文言が並んでいますが、神奈川県が取り組んできた里親家庭への支援体制の特性や強みもあるわけですから、このあたりをより書き込んでいただければと思います。誰がどのように連携し家庭養育を強化推進していくのかについてももう少し言葉があればありがたいと私としては思いました。ですので、その点も意見としてお伝えしておきます。

(三輪委員) 横堀委員、望月委員、増沢委員のおっしゃった点は大変賛成いたします。特に市町村との連携というところでは、私は里親のことを研究しているので里親よりに言わせていただきますと、里親さんがショートステイを受ける時は、児童相談所と市町村との連携が大変課題になっているところですので、そのあたりも、具体的な記載をする時に少し踏み込んでいただければいいかなと思いました。

それから、横堀委員がおっしゃった、2点目についても賛成しておりますが、加えて、もしできればというところでよいかとは思いますが、8ページの2行目に「子どもの里親委託中における里親養育への支援」に書かれており、とても大事なことだとは思いますが、子どもへの直接的な支援と申しますか、養育中の子どもへの支援というところを、もう少し広げて書いていただけるとよいのではないかと思います。

(佐藤委員) 私もこの7ページ(2)の全体像に関しては、先ほど来、先生方がおっしゃっています、市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援のところがとても大事だと思っています。この社会的養育推進計画の中でも、市町村の体制づくりのところでも子ども家庭センターの整備の状況についても触れていただくことがありますので、具体的に文言として子ども家庭センター

による家庭支援事業を通じた包括的な支援とか、何かそういった形で書いていただけるとありがたいなと思いながら伺っておりました。

もう1つ、予防的支援については、地域の中で、教育的な意味合いも含んで非常に重要ということは理解しているつもりです。一方で、この支援を必要とする方々の受けとめとして、虐待ですとか養育の困難に至るということが防がれる立場みたいに受け取られてしまうと、家庭支援事業に結びつくことに抵抗感をお持ちになる方もおられるのではないかと思います。そういうところでは、計画なので、一般の方の目にも触れるというところでは、もう少し説明的に書いていただけると、ありがたいなというふうに感じたところではあります。

それから8ページの真ん中辺りですけれども、施設の多機能化や高機能化のところの話に関わりますが、特に多機能化のことで言いますと、市町村で家庭支援事業を整備していくということがなかなか難しいということもありますので、地域の実情を把握し、というふうに書いてくださっているところは、例えば家庭支援事業についても、地域と連携しながら、施設の機能を提供できるようにというようなことで、少し、家庭支援事業にも触れていただけるとありがたいと思っております。

(増沢座長) はい、ありがとうございました。市と県の連携のあり方というのは慎重な書きぶりなのかなと思います。1つは行政単位が違うのでまず連携の難しさがありますが、では、市が児相のようになってしまっただけでよいということではない。だから、予防的支援というと虐待しないようにするのか、と受け止められるとよろしくないというのは確かにそのとおりで、先ほど施設と里親が両輪でというお話がありましたが、児相と市がそれぞれ異なる役割で両輪にということがすごく大事ですので、何かその辺りが文章の中にあるとよいのかなと、聞かせていただいていたところでした。ありがとうございました。

他はどうでしょうか。最後にもう1つ、今SDGsで、誰一人取り残さないということが、特に環境問題の方でよく言われていますが、人の問題も入っていて、そういう意味で一番最後の、これまで支援につながらなかった子ども、実態把握のときに、経年で必ず出てくるデータものと、先ほど調査

という、研究レベルの調査みたいなこと入れ込みながらやった時に、支援が届かなかった子どもたちってどのくらいいるのかがすごく気になっているとか、前回お話しした文科省がやった調査がすごく気になっていて、いろいろ問題があるのだけでも何も支援をせずに思春期青年期になっていろいろな問題を起こしてしまっているということが、今、社会的にも問題になっているところもあるので、そこは、神奈川県は誰も取り残さないっていうために、こういう研究しましたというのがあると嬉しいなと思いました。

(荒木田委員) 本質から外れるといえば外れるんですが、先ほど市町村との関係性とか連携とかという話が述べられていて、本当にその辺りは重要だと思っているところですが、この計画が、2ページ目の(4)のところ、対象地域で政令指定都市は除いて、県管轄のところの市町村を対象にしますとあり、それはそれで分かるのですが、ただし県全体として取組みを進める必要があることから、政令指定都市と連携・調整して行いますとあります。神奈川県は政令指定都市が多くて、歯抜けと言ったら変ですが、穴が空いたような形で県がカバーしていくと思うのですけれども、この辺りの、政令指定都市との連携・調整というところで、先ほど誰も取り残さないとおっしゃっていましたが、ここを連携していく方策みたいなのはどこかに書かれているのでしょうかという疑問でした。

(増沢座長) はい、ありがとうございます。それについては事務局の方で答えありますか。

(事務局) 正直、政令中核市との連携で言うと、先ほどの施設の供給の部分は県全体でやってきたというところがあって、その部分については記載があるのですけれども、それ以外に、こういったところで政令市の計画と連携しますということは、現行計画に記載がありませんし、今回、計画の改定の中で、そこまで踏み込んだ形では書けていないところです。

(増沢座長) はい、ではそこも少し視野に入れて、またご検討いただければと思います。ありがとうございました。

他はよろしいでしょうか。そうしましたら次の論点に移りたいと思います。前期計画の取組結果のうち、里親委託の状況ということで、目標値の達成状況と達成見込みの18ページから次のページまでのところで、皆様のご意見

をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

これは過去の振り返りなので、19ページの、要するに里親への委託が想定を下回っていた要因というあたりが、主な論点ですね。どうでしょうか。このことも書き加えたほうがいいとか、認識が違っているのではないかなど、ご意見がございましたらお願いします。

(鶴飼委員) 鶴飼です。私がいつも気にしているのは未委託です。未委託の里親が結構多い。それをどのように埋めていくかというのは、ずっと課題でありまして、何年か前に、この児福審で、少し乱暴ですけども、うまく委託ができない理由の1つに、親の同意が得られないということが結構多いです。それで、子どもの権利を守るということで、ある程度強引に親の同意を得れば、もっと委託率は上がるというような話も出たことがあります。

それで、法律では親子分離、無理やりに親子を離すということは、問題だというのは確かですが、どんなに里親さんを募っても、未委託の分母が多ければ話にならないので、そこを、どのように未委託を埋めていくか、未委託の里親さんに一時保護とか、委託としてカウントはされないと思いますけれども、そういう形で未委託の里親さんを利用していくとか、そういうことがここには載らないのかなということをおもいました。

(増沢座長) 未委託が、なかなか減っていかない背景として、未委託の活用状況がもっといろいろ幅広くあるはずなのに、それが十分にできてこなかったのではないかという、未委託里親の活用方法といったところが1つ項目として入ってもいいのではないかということですね。確かにただ待っているだけであるというのではなく、こういう条件であればこの方にはこういうことをお願いできるというような、何か活躍できるようなこともきちんと考えて、協力していただくというのは大事だと思います。

他はどうですか。望月先生お願いします。

(望月委員) この目標値のところですけども、目標値がこう書かれて、令和11年度、とても高い数字が、やはり国から示されているというところであると思うんですけども、これというのは本当に何かこう、かなり現実味がないというか、そこに対してこの前も議論があったと思うんですけども、これというのはどうなのでしょう。今日は、専門家の三輪先生がいらっしゃっ

ているので、目標値について、ちょっと御意見を聞いてみたいと思います。  
(三輪委員) 75%は、高いことは高いのですけれども、目標として掲げる分にはよろしいのではないかなというふうに、私は考えております。

ただ、先ほど鶴飼先生がおっしゃったこともそうですし、ここに書かれている、委託が相当下回っている要因っていうのは割と妥当性があるのかなと思っておりまして、であるならば、目標数値を達成するというよりは、里親へのサポートをもう少し手厚くしないと、不調が増えるだけで、里親がむしろ減っていくというような可能性があるのかなとは思っておりますので、そこがすごく大事なところかなと思います。

未委託の里親さんの活用という意味でもそうですし、県の状況などをお知らせしながら、どういうふうに、里親さんを、あなたたちを活用していけるかということをしつくり一緒に考えていくような体制が必要なかなと思っています。

(増沢座長) はい、ありがとうございます。7対3とか、75%対25%というのは他の自治体でも話題になっていて、要は、その根拠が示されていない。エビデンスの根拠のない、イデオロギーの目標値なので、現実的には無理ではないかという意見が多々出てくるのだと思います。ただ、だからといって増やさなくて良いとはならないし、里親が大変だからと辞めていってしまうのはよろしくないわけで、やはり里親支援は本当に大事なところです。そこが十分かどうか、まだ十分ではなかったというところが、すごく大事ではないかと思います。

下から2番目の・に、「子どもの課題が大きい場合に、里親が対応できるだけの支援をすることが難しい」とひと言でさっと書いてありますが、これはもっと大きな話だと思います。社会的養護に来る子どもたちは、アタッチメントの問題と、トラウマを抱えています。これを、普通の一般家庭で子育てされているような普通の方々が支援する時には、相当この問題に巻き込まれてしまうわけです。それは単に養育スキルの問題ではなく、トラウマの並行プロセスとあって、子どもが抱えてきた課題というのは、不信感だったり恐怖だったり、怒りだったり、そういった感情を職員にぶつけてきますので、施設職員は、たくさんそれを経験していると思います。

その感情に対して、里親さんが抱く感情だって、当然並行プロセスで子どもに対して頭にきてしまうということは起きてしまう。だから、そこを本当に支えてあげないと、里親さんの声を聴いてあげることがすごく重要になると思います。三輪先生そういうことですよね。

(三輪委員) そういうことです。

(増沢座長) ありがとうございます。ここは十分ではなかったと本当に思います。里親さんを支えるのは本当に大変だと思います。よく、月に1回訪問してお話を聞いてというのが、全然足りないと思っています。フォスタリング研修で、これからフォスタリング機関が支援する時に、委託されたら、少なくとも2か月は毎日連絡取ってくださいと言っています。食事の時とか、いろいろなことが毎日起きるので。施設でも、2か月は、申し送りでその子のことばかりです。食事の時の食べ方だとか、お風呂入らないとか、少し不思議に思うことはたくさんあるので。2か月ぐらいすると、こういう子どもだなあとなったあたりで、少し支援が、あまりガタガタせずに展開していく。その2か月は、すごく耐え時だし大事で、そういうふうにと考えるとやはり十分ではない。これは全国的にそうだと思います。

(山川委員) 実際に児童相談所で里親さんを支援していく、ケースワークをしていくのは、担当の福祉司さんと聞いています。里親支援担当さんもいらっしやいますが、1人で全部やり切れるわけではなくて、メインが担当ワーカーさんだという時に、その担当ワーカーさんも、地域のお子さんもやらないといけない、施設のお子さんもやらないといけないし、里親さんもやらないといけないというところで、結構、大変で、手がなかなか回りづらい現状があるのではないかと考えています。

里親さんが担当ワーカーさんに、どのように相談ができるのか。たぶん、いつも電話してもいないという状況になってしまっているのだろうなと思うと、やはり児童相談所の里親支援の強化も必要ですし、里親支援センターをどのように作っていくのかが大事になってくるかと思っています。

(増沢座長) 具体的な取組みのところ、今回はあんまり記載がありませんが、里親支援センターのことが記載されるとと思いますので、そこに続く課題をここに入れていただくとよいと思います。

(横堀委員) ただいまの流れについて、本当にそのとおりだと思って伺っていました、そこで、少しでも意見を足させていただきます。

19ページの下半分、委託が想定を下回っている要因のところ、その通りだと思います。先ほど増沢座長がおっしゃいました下から2つ目の点は、1行で書き切って終われない大切なところであると思います。委託する側の表現で書かれている文章が多いのですが、里親さんにとって、という発想を加えることも大事だと思います。子ども理解がしきれないと里親養育は難しいものです。社会的養護の養育だという理解が養育者から得られないと、先ほども出てきました、トラウマから子どもの状況が起きるといった際、里親さんが気持ちの上で参ってしまうこともあります。子ども理解、社会的養護の理解は必須です。子どもは年齢によって社会参加が異なりますが、里親委託後、割と早くに子ども社会である幼稚園や保育園、学校に行くことが多いかと思います。家庭外の生活の場でもさまざまに抱えた課題を子どもは表現していくわけです。ですので、社会資源の活用や連携、必要な社会資源の開発がなかなか難しいと、養育者である里親さんはどうしていいのかわからなくなってしまふことがあります。里親さんに養育上の力をつけてもらいたいものだけでも、まだ体制的に不十分であるという課題が、文章の行間からも読み取れると思います。子どもを養育する要点が分からないと、養育が行き詰まるのは当然ですので、チーム養育による養育体制・支援体制の確立を課題とする、そういうことではないかと思います。

実は、私は本日午前中にも、ある里親さんとお話していました。今述べてきたことがそっくりその方の悩みの中に出てきたように思います。だからこそ里親さんが関係者とどう話し、課題を乗り越えていくかについて一緒に考えたのです。そういった養育の実質を支える体制が求められる点が、大きく課題だと感じますので、以上を意見として足させていただきます。

(増沢座長) 今の点で、社会的養護を担うという意識は、ものすごく大事だと思います。先ほど、実親の抵抗という話がありましたが、里親に委託すると里親が親になってしまうのではないかという実親側の不安が一方にあるわけです。だから、そこら辺が、社会的養護を担っているということが本当に前面に出てくれば、そういう抵抗も減っていく可能性がある。今、養子縁組さ

んと養育里親さんを一緒に扱っていますが、その扱いは振り返る必要があるのでしょうか。施設里親部会の時にもずっと気になっていて、やはり圧倒的に多いのが不妊治療の方々に、養子縁組希望里親です。そこで一生懸命研修したりする中で社会的養護の意味を分かっていたら、そちらもというのだけれど、そうはいつでも姿勢に現れる部分でどうなのかというところがあるので、その点について振り返りの中で言葉にしておかなくてよいでしょうか。

登録を増やさなくてはいけないという中で、一緒にというのは分かりますが、未委託の話が出てくると、そこがどうなのか少し気になります。検討していただくということでしょうか。

(事務局) 今のお話について、神奈川県で言うと、里親になっていただく時に、いつも前提として、社会的養護のお子さんを迎えて育てていただくというお話をさせていただいていて、どの里親さんについても、結果として養子縁組ということはあるかもしれませんが、基本的には、そういったお子さんをまずは育てていくということを前提に進めています。

ただ、いま委員がおっしゃいましたように、その中にある感情というか、各里親さんが持っている本音の部分とか、あるいは、本当はわが子として育てていきたいとかいう部分も、やはりあると思うので、それをはっきりさせたほうがいいというご意見かというところもあると思います。

(増沢座長) はっきりさせるかどうかというよりも、先ほど、横堀委員がおっしゃったように社会的養護を目的とした里親だというモチベーション、単に研修体系が確立できてないというような話ではなく、そのモチベーションをどう抱いていただくか。あとはリクルートから登録に至るまでの過程で、そこをきちんと文章化されていけばよいかと思います。

(鶴飼委員) 神奈川県の推進計画と書いてあるということは、神奈川県独自の、神奈川県の売りを出すということも含まれていると思う。

里親さんの支援も、ショートステイも、「困ったらいらっしやい」というのでは絶対だめだと思っています。日頃のコミュニケーションができていの中で、困ったらいらっしやいねというのであれば話は分かりますが、「困ったらいらっしやい」だけでは、多分来ない。里親さんとの関係も、日頃のつき合

いの中で、困ったら、児相や施設だというふうになると思うので、そこを、機関があるからというだけの話では、なかなか連携はできないのではないかと考えているので、やはり日頃も繋がりというのが、非常に私は大事だと思っていて、そこが、神奈川県独自の、今までずっと40～50年続いてやってきたので、神奈川県はその売りを持っているので、そこは、これからも堅持していかなければいけないのではないかと考えています。

(増沢座長) 里親さんと各機関との連携ネットワークをずっと構築してきて、そのネットワークの中にさらに新しい里親さんを招いていくような、困っていたらレスパイトに来てくださいと待っているのではなくて、繋がりをさらに強化していくような、神奈川県の持ってきた良さをさらに強化充実させていくというようなところが入ってくるとよいと思います。

他はよろしいですか。ここに関してはいろいろご意見をたくさんいただいたところですが、もしよろしければ、次のところも少し関連するところですが、代替養育の需要量と供給量というところで、特に(2)の、需要量のところの、データの示し方等々も含むところでご意見をいただければと思います。

(三輪委員) これから含めるのは難しいかもしれないと思うので、今後のご参考までにとおもいますが、数値としてどれだけ上がってくるかはわかりませんが、これだけ一時保護が多いということは、おそらく、一時保護された子どもがもう一度保護されてきたり、里親家庭などから、家庭復帰した子どもが再措置されてきたりという数値も出てくるかなとっておきまして、そういったものも本来的には、こういった代替養育を必要とする子ども数とまた分けた形で、ひとつ欲しいなと考えています。

ここは検討が必要だと思いますけれども、それが潜在的な需要というところになってくるかと思しますので、今後ご検討いただければと思います。

(増沢座長) 要するに、複数回一時保護された子どもも、潜在的な需要だろうということですね。あと、市町村にこれからアンケートをされますよね。もうしたんでしたっけ。

(事務局) 今、ヒアリングをしています。

(増沢座長) 市町村からで要保護登録されていて、一時保護をして欲しいとい

うところは、こういったところに反映されないのでしょうか。

(事務局) 聞いているのですけれども、やはり市町村の方も、なかなか数として出すのは難しいというところがありまして、市町村によって、必要な子供は一時保護できていますというところと、実はこういうケースがあってという、個別具体のエピソードが出てくるということが多いです。常にそういう子どもがいますとかいうよりは、こういうケースがあって、この時は、児相では受けてもらえませんでしたみたいなことが語られることが多いです。

(増沢座長) これから市町村の実態把握をしていく中で、そうしたことも見えてくる。それはとても大事なことです。PDCAサイクルを回す時には、それが根拠になる大事なところだと思います。ありがとうございます。

ただ、一時保護2か月以上の子どもは増えていく見込みだけれど、施設・里親委託されている子どもの見込みというのは、全体的に減っていくとなっていますが、このような感じになるのでしょうか。

(事務局) いくつか推計の方法があり、施設・里親家庭で暮らす子ども数の伸び率を乗じていった場合はこうなりますが、児童人口に対する施設・里親家庭で暮らす子ども数の割合の伸び率で計算すると、令和11年度で668人という数字になります。同様に2か月以上の一時保護の人数が77人となり、合計すると令和11年度の代替養育を必要とする子どもの数が745人ということで、令和6年度あたりとほぼ変わらないよう数字となる推計もあります。推計ですので、一定程度の幅があると思っております。

施設の定員にも関わってきますので、毎年度の見直しに際して軌道修正しながら、供給量が足りなくなることがないようにやっていきたいと考えています。

(山川委員) 肌感覚で申し訳ないが、これだけ一時保護が増えてきている中で、2か月以上の一時保護の推計は、令和11年には79人と、今と比べて20人ぐらい増えていくというのは分かりますが、施設・里親の子どもが減るという推計になっています。里親を毎年度20組ずつ増やしていく予定としていますが、要は、代替養育を必要とする子どもの数は、キャパを決めてしまうと、そこまで決まってしまうという話で、キャパが増えれば、代替養育を必要とする子どもの数が増えるのではないかというのが肌感覚ではあります。

おそらく皆さんそう思っているのではないかと感じている中で、今回のこの計算、国が示している算出方法では、神奈川県の状態を表現できていないのではないかと感じてしまうところがありますし、施設の実情からいうと、やはり、大人数の施設がまだまだあり、80ぐらいの定員を50、40、30とかに減らしていきたいという施設もあるので、1か所だけでそれだけ減らすというような話になると、減らそうと思えばどんどん減らせてしまうのが実際です。

(増沢座長) 小規模化・地域分散化による減少がここに反映されてしまっているけれども、実際はニーズがあるということで話が違ってしまっているということですね。本当は施設に入らなければいけない子どもがたくさんいるのに、小規模化・地域分散化を進めていくと、どうしても定員を減らさないと運営できないので、キャパを減らしてしまっているんですね。

その減らした分だけ里親が増えるかということ、そうではなくなっているわけです。だから、あまりこう減ってきますよという見込みを出すのはどうなのかなというのは心配です。

(山川委員) 一度減らしてしまった施設の定員数が増えることはまずないと思いますので、十分考慮が必要です。

(増沢座長) そうなってしまったのがイギリスやオーストラリアです。里親を増やすという見込みの中で、施設をやめてしまったため、もう一度作り直すとなるとすごいエネルギーが必要で、実際作り直しているのですが、大変なことになっています。

里親さんの方も、未委託をどうするかという問題はありますが、一方で、海外で起きているのは、代替養育がこれだけ少なくなると、より難しい子どもだけになっていってしまう。それで、大変でやってられないという認識を持った里親さんが海外では増えてしまい、短期だったら貢献するけどという、3か月ぐらいの短期里親さんばかりになってしまっていて、今、社会的養護の状況は、イギリスやオーストラリアでは非常に危機的です。でも、日本がそうなってしまっただけは絶対駄目だと思います。

だから残すものはきちんと残して、大事にして、それで里親さんと施設の両輪できちんと連携をとって、いつでもお互い頼り合えるようなチームを作

っていくということが神奈川の一番の目指すべき姿ではないかと思います。  
この数値は、どうしたらよいですかね。

(山川委員) 里親の数値目標75%、75%、24.6%を掲げてやっていくのはよいと思いますが、掲げてしまうとそれを目指すための数値を出していかざるをえなくなってくるという心配が、やはり見え隠れするかと思います。

この数字は、やはり謳わなければならないのでしょうか。横浜市が今後どういうふうにするかわかりませんが、資料編の1ページ目(3)には、里親委託率の目標値というのがあって、横浜は前期計画で40%、46%、31%という数値を掲げていて、現実に合わせて形になっているのだらうと思った時に、何かもう少し、現実に沿ったものにしていかないと、ひずみが生じてくるのではないかという不安があります。

(増沢座長) 最悪は数字合わせになる。要するに里親さんが微増していく中で、母数を減らす、つまり、施設入所を減らしていくというのが、目標数値を達成させる一番最悪のやり方です。こうなるともう本当に、「こどもまんなか」どころではなく「数値まんなか」社会という話になってしまうので、それは絶対避けないといけないところです。

(山川委員) 資料編の1ページ目(2)代替養育を必要とする子どもの数の見込みも、神奈川県が、令和6年度が723人なの令和11年度に676人になってしまう。ですが、横浜、川崎、横須賀も増えて、相模原はマイナス10人ですけど、神奈川だけマイナス47人と大幅に減っていて、こういう部分も現実に即した数値がよいと思います。

(増沢座長) ここに関して、先ほど政令市との連携の話も出ましたが、この推進計画を立てる上で、それぞれ政令市によって、目標値設定の考え方が違うわけですが、すり合わせみたいなものはされないのでしょうか。

(事務局) 各市と、どういう数値で設定するかというのは、施設の定員にも関わってきますので、推計をどうするかというのも、連携した上で、最終的には決定する形になります。

(増沢座長) そこから大事な気がしますよね。考え方を一致させていくという、知恵を持ち寄るといことはすごく大事だと思います。横浜市さんは里親委託にかなり力を入れていたはずだけど、この結論を出していくのは、どうい

う背景があるのか気になります。横浜市の推進計画の委員には、里親さんやファミリーホームの人など関係者がいます。だから本当にそこら辺は知ることがので、この違いを初めて見たので、今度聞いてみようかなと思っ  
ているところです。

(事務局) 今回資料に記載の数値は、現行の前期計画の数字ですので、その点  
をご承知おきください。

(増沢座長) そうすると前回これだけ違っていたけれど、その後にしり合わせ  
はなかったということですね。ぜひすり合わせて欲しいですね。

(いそもと委員) 今の議論を伺っていて、人口が減るといのは避けられない  
状況で、子どもの人口の推計を見ても、神奈川県、政令指定都市、どこも減  
っています。ただ、今ご指摘があったように、横浜市、川崎市においては、  
人口が減るとい見込みはあるものの、代替養育は充実させていくという方  
向だと思ひます。

そうすると、神奈川県と比べてみると、政令指定都市はそういう形で考え  
て動いているのに、なぜ神奈川は減らす方向にあるのかといところは、ど  
うしても見られてしまうのではないか、説明を求められるところではないか  
と思ひますので、今の時点で、もし何か分かること、考え方があれば、ちょ  
っと伺いたいと思ひます。

(子ども家庭課長) 各施設の定員の考え方は、施設の体制を踏まえて決まっ  
てきます。冒頭でも少しお話をしましたけれど、やはり施設の中でも、職員  
の確保や、いろいろな課題がある中で、もちろん措置費や加算の仕組みもあ  
って、どうしても定員を下げる方向になってきている。そうした結果として、  
この計画の取組みとは別に、定員そのものが減ってくる中で、施設に入れる  
キャバが減っているといところがまず現状としては確かにあります。施設  
に入れなくなっている子がそれだけ増えるといことで、横浜市や川崎市が  
言っているような形でニーズがこれから増えていくとすると、施設に入る数  
が減る一方で、里親委託の数が増えていかないと説明がつかないとい話だ  
と思ひますが、現実に人口や、今までの計画を踏まえた中で、施設の定員減  
と、人口減と、今までの増加率を踏まえて、結果的にはそのひずみのところ  
は2か月以上の一時保護の増とい形で説明をつけている表になっています。

ただ、それでも説明がつかないというご指摘だと思うので、これでうまく反映できているのか、改めて、事務局の方でもう一度見直したいと思います。

(増沢座長) ご回答ありがとうございます。横浜市さんの事情を言うと、社会的養護のキャパは少ないんですよね。その結果何が起きているかという、一時保護が爆発的な状況になっていて、20年前に30名定員だったのが今は180名、それでも満杯で行くところがない、腸閉塞みたいな状況になっている。その後追いになってしまったんですよね。横浜市さんはもっと施設を増やさなくてはいけないぐらいだと思っていて、少し増えたのだけど、今はもう増やすムードではないですよ。キャパ増やすムードではなくなってしまったのですよね。苦しいな、というところです。だからあるものは大事にしてください。

(宮川委員) 表を見て疑問に思ったのが、2か月以上一時保護されている子どもの数が増えているという報告がありますが、では、その一時保護されていた子どもたちがどのようになったのか、もう少し詳しく知りたいと思いました。先ほど、行くところがないとおっしゃいましたが、その行くところのなさは、施設がないのか、それとも養育に配慮が必要で、難しいようなお子さんだったのかとか、そういうことが少し追跡されるとこれから先どういうことが必要なかがもう少し明らかになるのかと考えました。

私が知っている施設では、その施設の中で、特性のあるお子さんを育てるのは難しいのではないかと思うような事例もありますし、アセスメントが大事だということも、書いてはありますが、何を調べたくてその実態調査をするかということをお知らせしていただけると、取りかかる場所というのが分かるのではないかと思います。

(増沢座長) とても大事なご指摘だと思います。一時保護した子どもたちがその後どうなっているのかの実態をきちんと評価するのは、次どうなるのか読むことができるということになるので、大事なデータだと思います。福祉の領域ではなかなかそれがなくて、再び保護されなかったかとか、学校に行っているかとか、通告がなかったかぐらいの、もう4つぐらいの項目で、簡単なもので見ていくだけでも十分だと思います。先ほど、何度も保護されているというのが潜在的な、数値にも反映されるでしょうというご意見もあった

ぐらいなので、これが、常に取れていれば、いろいろなことが考えられていくのではないかと思います。ちなみに、この2か月超の子どもたちは、どんな子どもたちなのかというのはコメントございますでしょうか。

(中央児童相談所長) 2か月以上の子どもたちがたくさん増えていると思います。その中では、家庭から離れて生活が必要だと思われる公的保護の方向が出ている子どもたちもたくさんいます。ただ、里親への委託という中で、本人の特性上の難しさ、保護者への対応も含めた中での委託が進まない。それから、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設などは、やはり定員があり、なかなか入りきれない。あと、場合によっては学年、高校生年齢の関係で保護所から次に行けない子どもが増えているというのが、現状だと思います。

併せて、すごく難しいと思うのは、一時保護が満床になってきていますが、法改正で、前は学習の保障でしたが、今度は通学をどうするかとなってくる中で、一時保護の長期化が見込まれてきているのが、現状だと思います。なので、2か月以上の子どもたちが数多くいる中で職員が工夫しながら対応していますが、ただそうは言っても子どもの集団がどんどん大きくなってきていて、子ども間のトラブルが増えてきています。そこで、今、施設、里親さんを含めて、何とかお願いしている状況にあります。

(子ども家庭課長) 施設だけではなく、家庭復帰を目指しているお子さんも、2か月以上の子がたくさんいて、家庭復帰までの調整に時間がかかっています。特にそれが高年齢であればあるほど、親御さんとの距離といったところもあるのかなと思っています。全員が施設、里親さんに行くということではなく、家庭復帰のための部分の難しさはあるかと思います。

(宮川委員) もうひとつ気になっているところがあって、あともう1つ気になっているところがあって、代替養育を必要とする子どもの数というのが、0～2歳、3～6歳、7～19歳と分かれています。年齢層ごとの人数が県の予想と大分異なっているのではないかと考えられるので、その辺りをどのようにとらえているのでしょうか。

(事務局) おっしゃるとおり、22ページの表は、前期計画の推計と実際の数値ですが、令和5年度に107人、112人、505人という推計をしていたのが81人、

137人、553人となっているというところで、全体としては増えていますが0～2歳は推計よりも2割ほど少なくなっている一方で、7～19歳の方が増えているということで、もともとの人口推計自体が、神奈川県においては0～2歳児がもっと多い推計であったのが、実際はもっとすくなくなったというところで、分母の大きさが反映されているのと、あと最近の中高生年齢から一時保護なり代替養育につながる相談が増えているということもありますので、そういったものが反映されている数字かと考えております。

(宮川委員) 分かりました。そうすると、施設の方の、例えば設備とか、対応できる職員の構成とかも微妙に変わってくるかと思しますので、そういうところにも県の支援が入るといいのかなと感じます。

(増沢座長) ありがとうございます。ただ、母数が減っているからこの年齢層が減ったというお話ですが、一方で、先ほどの市町村との連携の話もそうなのですけれど、思春期年齢になっていると行動化が激しくなるので、その時点でようやく保護するというところで増えているとすると、もっと手前で適切なアセスメントがされて、保護も含めて支援すれば重症化を防いだという見方もできますよね。

ずっと気になっているのですが、今、市町村と児童相談所の関係で、児童相談所がどんどん忙しくなっていて、なかなか初期対応が大変で、市町村はボトムアップで大変だから、児相に一時保護を頼むといっても、なかなか難しい。これは神奈川県の話ではなく、全国的な話ですが、そうすると、やはり、少し待ってくれという話になって、市町村がそこで支援を厚く充実してくれれば良いのだけれども、見守りと称して何もしないうちに重症化するのですよね。それで、手がつけられなくなって、これはもう保護するしかないという経過になっているとすると、非常に本末転倒な形です。本当だったら代替養育も含めて早期に手立てをすれば、重症化防げるところを、もう少しきちんと考えたいとは思いますが。

だから、あまり人口減でこの年齢層が減っているからということだけをこのみにはできない。市町村の実態をきちんと把握するというのが、やはりここでも大事なように思います。

それともうひとつ、重症化したときに、児童養護施設ではちょっと待つて

くれという話がどうしても出てきます。今、横浜も本当にそうで、児童心理治療施設が入所待ちです。要するに重症化してしまっているから、そこしか行くところなくて、中も大変なのですが、もう多分、神奈川県も重症化した子どもたちが大変な状況だと思います。むしろ、重症化した子どもがもっとも増えてしまっているということがあるのではないかと思います。それに対して、もはや、医療も含めて、十分な手が届けられていない状況があるのではないかと心配します。

ということで、まだ少し時間がありますので、ご意見いただければと思いますがいかがでしょうか。

(遠藤委員) まず1点目が、ごくごく簡単なことですが、24ページの一番下の行で、「登録辞退数」の「辞退」が「自体」になっているのが、誤字なので、直していただきたいという点です。

それで、質問になってしまうかもしれないのですが、25ページの一番上の里親登録数の表と、19ページの里親登録数の実績及び見込みで、令和6年から令和11年の数字が違うように見受けられるのですが

(事務局) 19ページの方は、前期計画の振り返りの部分ですので、前期計画で掲げていた目標に対して現状どうかというのを書いておまして、25ページの方は、今後、目指す供給量というのを、令和5年度の実績から、毎年度20世帯増やしていくということで、今回新たに目指す数値として掲げています。

(遠藤委員) 新しい計算方法で再推計したということですね。そうであれば、少しタイトルというか、分かりにくいように感じました。

この部分が気になった背景としては、先ほど、例えば福岡市とか新潟市とか、いわゆる里親の先進自治体の例を聞いていると、やはり稼働率を75%とかまで爆発的に上げるのは非常に難しいというのが現状なのだろうと思います。現実的に言うと、やはり、40%から50%の間ぐらいで、そこから逆算すると、里親の登録数を増やすというところだと思いますが、そうすると登録数が、令和11年で432で推計し直しているということなので、先ほどの一番最初の説明で、28ページの541世帯が登録すると見込み45%ぐらいの稼働率でも、達成しうるのかなという話なのだろうということ聞いていました。ですから、19ページに、里親への委託が想定を下回っている要因が列挙されていま

すが、3番目の・に、「里親登録数は順調に伸びていますが、前期計画で想定していた稼働率の向上が見られず」と、里親が増えていると書いてあるのですけれど、順調に伸びていると言っていいのかどうか、少し疑問に感じました。

この計画の中で重要なのは、登録数を増やすことも大事だろうし、先生方から意見があった、里親に対する研修、サポートを充実させるのも大切だろうし、19ページに書いてあるとおり、児童相談所等の職員の人員配置を充実させていくということも大切だと思うので、登録数を増やすということと、里親に対するサポート体制、研修体制、アセスメントできるような教育、それから職員の人員配置というところが、わかりやすく明確にポンと出ているといいのかなと感じました。

**(増沢座長)** 次回までに記載されるであろう、具体的な取組みの部分に反映されるような御意見だと思いますので、認識していただければと思います。それと、25ページの、委託児童数の見込みで、里親登録数は令和6年から20ずつ増えていくわけですね。下段の委託子ども数が14ずつ増えていく感じだと思うのですが、令和8年から令和9年が12しか増えていない。これはどういう意味があるのでしょうか。

**(事務局)** この部分をどのように算出しているかといいますと、令和11年度に里親登録数が432組というのがまずあり、そのうち委託ができてのが45.5%というところで197組になります。平均委託人数が1.14人ということで、委託子ども数225人と出したものを、この期間中にできるだけ均等になるように按分して入れていっているのです、端数の処理で1程度ずれるということになります。

**(佐藤委員)** 25ページの里親の稼働率の見込みですが、考え方として、登録里親に対する委託をされている里親さんの数で割合を出しているかと思いますがけれども、里親ショートステイを実施していく時に、それを受けてくださる里親さんは、稼働率の中には入れませんかでしょうか。

**(事務局)** はい。あくまでここでは、委託の稼働率ですけれども、ただ、国の策定要領の方でも、三日里親、一時保護、ショートステイといったものも、里親の活動として重要であるということが書かれています。現状、県では、

委託されている里親さんが4割、その他の活動をされていらっしゃる方を入れると、6割程度になるというところです。これも里親さんにアンケートを取って、今後どういう活動をしたいと思っていますかというのは、数字をとるのですけれども、ショートステイの里親家庭での実施も、評価指標の中に入ってくるので、そちらで数字は把握することになります。

(佐藤委員) 分けて考えるということですね。

(事務局) はい。ただ里親さんの活動の中で、委託だけではなくて、そうした活動もあるというのは重要なことだと思っていますので、そうした活動を増やすということも、取組みの中に入れていきたいと考えています。

(佐藤委員) 稼働率という言い方をするとき、必ずしも委託を受けている里親さんだけが役割を果たしておられるということではなく、市のショートステイを受けてくださる里親さんも、やっぱり実働してくださっているということで、この中に含めることができないのかなと思い、お聞きしたところで。

(増沢座長) 確かに大事な視点ですよね。子ども子育てのために貢献してくださっているわけだから、それがデータになっていないとおかしいですよね。とても大事なご意見ありがとうございます。

(庄委員) 先ほど増沢先生が、少し難しいお子さんの話をされていたので、私からも思いました。国の施策がもう里親という方向なので、施設の充実になかなか予算がついてなさそうなのが、見ていてすごく辛いと思うのと、一時保護所もですけど、児童心理治療施設も逼迫していて、さらに言うと、児童精神科の病床が逼迫しているので、私たちも、施設だけではなくてご家庭でお困りの方も、入院先を探すのに難渋していて、私たちのかかりつけの子どもも自分の病院にすぐには入院させられない状況のことも多く、入院できる病院を探している、いろいろな病院と連携しながら何とか対応しているというのが現状です。

本当に、難しいお子さんを見られるキャパも少ない状態で、いろいろなところがお困りなのかなと思っています。横浜市にしろ神奈川県にしろ、児童心理治療施設さんも本当に難しいお子さんたちを抱えて、その中の特に困ったお子さんを時々お引き受けしたりもしながら、1人お受けするともうその次

がなかなかお受けできないというような状況の中で、医療の効率的な利用みたいなのところも、私たちとしても効率的に利用していただきたいのですけれど、どういう役割分担なり仕組みなりを作れば効率的に利用していただけるかということは、いつも悩んでいます。

今日の話と少しずれるかもしれませんが、ただ、医療との連携について、もう少し書かれてもいいのかなと思ったことと、最近思うのは、医療機関が複数ある中で、例えば、児童福祉施設の場合は、神奈川県で6児相相談所の中でも、皆さんで協議されて、誰がその施設に行くべきかの調整があると思いますが、医療機関の入院治療に関して、そういうような、互いの理解や調整、このお子さんはここに長く入院しているけど、もしかしたら、このお子さんは別のところで見て、こちらの新たなお子さんが入院適応が高いのではないか、医療に相談してみようかといった、全体調整みたいなものがもう少し医療と福祉の連携の間にも入るようなシステムがあってもいいのかなと思います。

個人的な考え方ですし、今日の話から少しずれるかもしれませんが、医療との効率的な連携とか活用というところも、こういう議論のときに少し検討していただければと思いました。

(増沢座長) これは、確かにそうですね。一番初めの全体像のところにも戻る話だと思いますが、予防的支援が重要だから市町村の充実強化をするという話と、一方で重症化した子どもをどうするのかというのは、ここにもきちんと書いて、施設と医療機関の連携、そこに対しても実態をきちんと整理して、どういう方向性を出すかというのは、検討項目としては、挙げておいたほうがいいのではないですかね。すごく大事なご指摘をありがとうございます。

もっと言うと、予防的支援のところでも、特に特定妊婦のゼロ歳児死亡でもよく言われる話だし、心中事例もそうですが、精神的課題を抱えたお母さんの話というのは必ず出てきて、市町村の子育て支援における精神科医療との周産期支援システムといったこともテーマになってきます。

重症化した子どももそうだし、予防的なのところも、非常に大事になってくるのではないのでしょうか。重症化した子どもが特定妊婦になってというよう

に、ぐるぐる回っているということもあります。

時間もだいぶ迫ってきましたが、これは、この推進計画とは関係ないかなと思っても意外とすごく関係ある話があると思いますので、ご意見いかがでしょうか。

(後藤委員) 今までのデータを拝見させていただいて印象に残ったことを申し上げます。神奈川県は里親の委託率が低く、目標値からほど遠い、全国平均よりも低いということですが、一方で、委託率が高いような市がある。そういうところのノウハウとか、神奈川県となぜ差があるのかといった比較とか、そういう検討はされているのかなと思ったのですけれどもいかがでしょうか。

(事務局) 実は国も同じようなことを考えていて、今年度から、自治体間ネットワーク会議というものを開催しております。その中で、各自治体の取組みとか、共通する課題とかを持ち寄って集約していて、他の自治体ではこういうことができている、ではなぜうちではできないのかといったことは、共有できるようになってきています。それを本県でも、どれだけやっていけるかということが、計画の中にも記載していく内容になろうかと思っています。

(増沢座長) 国の方が、委託率の高い、里親登録の多い自治体とそうでないところをきちんと公表して、例えば、非常に精度の高いリクルートをやっているところの要因が挙げられていたり、あるいは里親支援体制が本当に充実しているというようなことも考察されています。一方で、少し無理しているのではないかというような報告もあって、里親不調が増えてしまって、里親に委託したけれどもその後、施設入所になっている、そういった自治体が結構多いという報告もあります。だから、数値のためではなくて、本当に子どものために、どう検討していくかというのは、日本全国すごく大事なところになっていると思います。

(小村委員) 今日、里親委託が難しい要因とか一時保護が長くなっている子はなぜ長くなっているのかとか、いろいろな話が出ていたのを聞きながら、関わったお子さんの顔が浮かんでいました。社会的養育が必要と言っても、そのお子さんに必要な環境は、それぞれ皆さん違って、療育が必要なお子さんもいたり、児童心理治療施設に行きたいお子さんとか、それぞれのお子さんが求めているニーズが具体的にあって、その数をただまとめて何人でそこに

里親でどう対応しようかと言っても、マッチングができないからこそ里親の稼働率が少ないという現実もあるのかなと思ったので、今回のこの推進計画にどこまで盛り込めるか分かりませんが、本当はもう少し、どういったニーズの子がどれぐらいいて、もし、児童心理治療施設が足りないなら、そこを増やさないといけないとか、療育の必要なお子さん、いつも常に満員満杯ではないですか。療育センターに行きたい子どもが行列を作っているのではないかというイメージがあって、そこをなぜ増やせないのか。あと、庄先生がおっしゃった、医療が必要なお子さんとか、もう少し子どもさんの具体的な姿になるべくアプローチをしたような考え方をすべきだということを書いて欲しい。そういう意味ではやはり里親と施設の両輪でいうところは、すごく大事な、最初におっしゃっていたご指摘なのかなと、振り返って思いました。

(増沢座長) ありがとうございます。最後に、時間的には短いところになりますが、計画の進捗管理・評価というところで、未完成のところですけども、これからの計画の進捗管理や評価について、今の段階でこういった視点を大事にして欲しいというようなことがご意見ございましたら、いただきたいと思えます。

先ほどの市町村の実態をきちんと見て行こうというのも、ここには反映する話だと思いますし、医療体制とかそういったこともかなり反映してくる話かなと思いますが。

点検評価というときに数値だけの点検評価にだけはなあって欲しくないと思います。何%だから駄目だとかいうことではなく、実態に対してきちんと答えられているかどうかの評価を正しくしていく、そのために、先ほどの一時保護された子どもが待たされてしまうというのは、ものすごく大事なデータだし、そういう必要なデータをきちんとそろえていくものにして、PDCAサイクルを回して欲しいとすごく思います。

達成できてないからけしからんと言って、達成するために努力しようっていう、昔の企業でやっていたノルマ達成みたいなことやっていたら大体つぶれてしまうので、そうではなくて子どもを真ん中に置いた、PDCAサイクルを回す評価になっていくということでぜひお願いしたいと思えます。

(望月委員) 今のお話で、とても大事なこととして、人材育成について、どういった研修をして、どのぐらいの人たちがその研修を受けて、どのような感想を持ったり、また、どういった課題を抱えていたりして、そしてそれをどのように解決していくのか。受けとめる側の人たちのスキルも、上げていたり、また、その方たちが長く続けられるような、もうこんなのやっつけられないとならないように、研修のあり方そして育成のあり方というの、しっかりとらえていかななくてはいけないのではないかと思います。

(荒木田委員) 今の望月委員がおっしゃっていたことは私も本当にその通りだと思っています。特に現場の方々は忙しくて研修が受けられないという意見がすごくあって、課題がどんどん膨らんでいく実態だとか、里親の方々も孤立してしまうというか、横の連携もすごく必要だと思っています。いいたいのは、様々なタイプの研修を盛り込んで欲しいということです。いわゆるオンラインとかで受けやすい研修というのもありますし、やはりワークショップで話し合ったりとか、技術を磨くというようなものもあるので、実質的な能力向上に向けた有効な様々な研修を盛り込んで欲しいと思いました。

(鶴飼委員) これあくまでも計画の話ですが、お話を伺っていると、出口をどうしようか、出口で困っているという話がありました。今何をすべきかというのと、出口の話というのは、すごく大事だと思っています。先ほどから結構いろいろな出口の話、今必要だという話が出ておりましたので、その辺もやはり、あくまでも計画ですけれど、出口の問題も、すごく大事だと思ったので、感想だけでもということでお伝えします。

(増沢座長) それも盛り込むようなご検討をよろしく願いいたします。

(関守委員) 本当に何もかもが足りないと思うので、子どもを真ん中にするためにはやはり予算というか、お金を取ってくることもすごく必要だと思います。県として予算をどういうふうにできるのか分かりませんが、国にも県にも、予算をきちんと位置づけるということがすごく必要だということをしみじみと感じておりました。

(寺下委員) 私も民生委員として訪問した中でも、本当に、子どもたちのことをいろいろ心配しております。ですので、ぜひ、県と関係機関の方とで、子どもを真ん中にした制度ができればと思っております。

(古屋委員) 私も子どもとも関わることがあるので、いろいろな子どものことを思い浮かべながら、皆さんのお話をお聞きしていました。私としては、あまり意見が言えないのですけれども、勉強して、少しでも意見が言えるようになりたいと思います。

(増沢座長) それでは、時間になりましたので、議論の方はこれで終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。そうしましたら事務局にお返しさせていただきます。

(事務局) 委員の皆様方、大変お疲れ様でした。長時間にわたる活発なご審議本当にありがとうございました。

なお限られた時間での審議でしたので、本日いただいたご意見以外に何かお気づきの点がありましたら、10月28日月曜日を目途にメール等で事務局へお寄せいただければというふうに思っております。

最初に今後のスケジュールのところでご説明しました通り、子供会議の開催や子供へのアンケート、市町村里親施設等へのヒアリングやアンケートを変更して行う通り、本日いただいたご意見とあわせて、庁内検討のうえ素案確定して、12月の県議会に報告します。

議会の報告の前に再度、委員の皆様には素案をお送りしご意見いただければと思っておりますので、お手数ですがどうぞよろしくお願いいたします。

議会報告のパブリックコメントを行いその結果を反映して、改定案を作成いたします。

改定案について審議する時間も、本部会合同開催については、2月10日月曜日、9時半からを予定しております。

委員の皆様におかれましてはお忙しいところ誠に恐縮ですが、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして神奈川県社会的養育推進計画改定に係る、神奈川県児童福祉審議会施設里親部会、権利擁護部会の第4回合同開催を終了させていただきます。本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。